

第1 愛知県の率先的行動に関する経過等

【愛知県の率先的行動に関する経過等】

1 庁内検討チームの設置

- ・長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書（以下「PT 報告書」という。）に係る諸課題の検討を行うため、平成 24 年 4 月 12 日、県庁内の 7 部庁 10 課で構成する長良川河口堰庁内検討チーム（以下「庁内検討チーム」という。）を設置した。
(庁内検討チームの設置要綱は、P. 1-5～1-6 のとおり)

2 これまでの検討状況

- ・庁内検討チームは、PT 報告書に係る諸課題の検討として、愛知県の率先的行動 6 項目（「5 参考 [PT 報告書の愛知県知事への提言]」を参照。）に関する基礎資料の収集整理・考察等を行い、庁内検討チーム会議の審議等を経て、次のとおり報告書をとりまとめた。

年 月 日	名 称
平成 25 年 3 月 22 日	平成 24 年度 報告書
平成 26 年 3 月 27 日	平成 25 年度 報告書
平成 27 年 3 月 26 日	平成 26 年度 報告書
平成 28 年 3 月 28 日	平成 27 年度 報告書
平成 29 年 3 月 28 日	平成 28 年度 報告書

- ・上記報告書は、県の Web ページに公開した。

3 平成 29 年度の検討状況

- ・庁内検討チームは、平成 28 年度までの検討に引き続いて、PT 報告書に係る諸課題の検討を行い（内容については「第 2 平成 29 年度 検討の概要」を参照。）、平成 30 年 3 月 28 日の第 23 回 庁内検討チーム会議の審議を経て、本報の「平成 29 年度 報告書」をとりまとめた。

4 これまでの庁内検討チーム会議の開催状況〔まとめ〕

年 度	年 月 日	会 議 名	内 容
24 年 度	H24. 4. 12	第1回庁内検討チーム会議	庁内検討チームを設置
	H24. 6. 14	第2回庁内検討チーム会議	第1回最適運用検討委員会と合同開催
	H24. 8. 3	第3回庁内検討チーム会議	第2回最適運用検討委員会と合同開催
	H24. 9. 3	第4回庁内検討チーム会議	第3回最適運用検討委員会と合同開催
	H24. 11. 28	第5回庁内検討チーム会議	第4回最適運用検討委員会と合同開催
	H25. 1. 15	第6回庁内検討チーム会議	第5回最適運用検討委員会と合同開催
	H25. 3. 22	第7回庁内検討チーム会議	平成24年度報告書(案)の審議
	H25. 3. 27	第8回庁内検討チーム会議	第6回最適運用検討委員会と合同開催 平成24年度報告書を公表
25 年 度	H25. 6. 6	第9回庁内検討チーム会議	第7回最適運用検討委員会と合同開催
	H25. 8. 7	第10回庁内検討チーム会議	第8回最適運用検討委員会と合同開催
	H26. 3. 27	第11回庁内検討チーム会議	平成25年度報告書(案)の審議
26 年 度	H26. 6. 3	第12回庁内検討チーム会議	第9回最適運用検討委員会と合同開催
	H27. 3. 26	第13回庁内検討チーム会議	平成26年度報告書(案)の審議
27 年 度	H27. 5. 25	第14回庁内検討チーム会議	平成26年度報告書の改訂を審議
	H27. 7. 28	第15回庁内検討チーム会議	第10回最適運用検討委員会と合同開催
	H27. 10. 31	第16回庁内検討チーム会議	第1回「清流長良川流域の生き物・生活・産業」連続講座と合同開催
	H28. 3. 28	第17回庁内検討チーム会議	平成27年度報告書(案)の審議
	H28. 3. 31	第18回庁内検討チーム会議	第11回最適運用検討委員会と合同開催
28 年 度	H29. 3. 28	第19回庁内検討チーム会議	平成28年度報告書(案)の審議
29 年 度	H29. 4. 25	第20回庁内検討チーム会議	第11回最適運用検討委員会と合同開催
	H29. 6. 30	第21回庁内検討チーム会議	平成28年度報告書の成案を審議
	H29. 11. 9	第22回庁内検討チーム会議	第12回最適運用検討委員会と合同開催
	H30. 3. 28	第23回庁内検討チーム会議	平成29年度報告書(案)の審議

※ この他にも、関係課班長級で組織する作業チームによる会議等を行っている。

5 参考 [PT 報告書の愛知県知事への提言]

- ・愛知県知事への提言 (PT 報告書抜粋)

4 長良川河口堰のより良き運用に向けての知事への提言

(1) 合同会議の設置

1) 長良川河口堰の運用最適化の議論に関する前提の相違

長良川河口堰の運用の最適化の考え方に関する論点は、「河口堰上流に塩水を遡上させる運用を行う」のか、それとも「河口堰上流に塩水を遡上させない運用を行う」のかであり、この前提の違いが、「開門調査」を掲げる愛知県知事及び名古屋市長と国土交通省・水資源機構との取り組みの違いとなっている。

このようなギャップは、行政間で調整が図られる必要があるが、PT の提言は、「河口堰上流に塩水を入れないことを前提とする運用」をしている現行の「弾力的な運用」にとらわれず、「全面的な開門」も含めた、より包括的な運用をも含む前提に立ち、「より良き運用に向けての知事への提言」とすることとした。

2) 合同会議の設置とその運営

上記のギャップを埋める作業は、愛知県 PT 及び専門委員会の専門家、国土交通省・水資源機構の弾力的な運用の検討に関わる専門家といった区別無く検討を行うことが望ましい。しかしながら、実務的には、愛知県が設置する専門家の会議と国土交通省が設置する専門家の会議との合同会議を設置して審議し、その審議結果を、委員を委嘱した愛知県及び国土交通省に報告して長良川河口堰の運用に関する政策形成に活かしていく考えられる。その場は河口堰の弾力的な運用から更なる弾力的な運用、そして開門調査までのあらゆる可能性を、テーブルの上に載せて審議することが前提となる。

このような合同会議では、市民・県民、さらには国民に開かれた議論を行うべきであり、さらに、一般の方々からの意見を受け付けて専門家の議論に生かし、かつ、様々な分野の専門家から信頼を得られる運営が行われることが望ましい。なお、合同会議の運営の方法については、通常、合同会議での合意により決定されることになる。

(2) 関係者の理解・合意と愛知県の率先的行動

1) 合同会議設置に向けた愛知県の措置

合同会議の設置には、委員の旅費や手当等の会議開催のための予算を伴うため愛知県当局と国土交通省の判断が必要である。差し当たって愛知県が率先して、こうした合同会議の実現のためのさまざまな障害を取り除いていく努力が必要である。その一つがこのための予算措置を行うこと、さらにこの PT で積み残している検討を進めるための体制を県庁内に整えることが求められる。

2) 関係者の理解・合意

長良川河口堰については、国の機関や地方自治体のほか、環境や漁業関係者や、利水、治水、塩害についての関係者が存在することから、これらの関係者に納得のいく説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。その場合、「愛知県民にとって最適の運用」とくに愛知県民・名古屋市民の負担の軽減を理由とするだけでは、他の関係者の理解を得ることは困難であり、長良川流域全体の観点からの説明が必要であることを強調したい。

そして、関係者の合意が得られた場合には、関係者からなる「開門調査」に関する協議機関を設け、これらの会議は全面公開し、関係者の自由な参加を促し、また、開門調査の調査項目並びに方法を審議する専門家からなる委員会を設置することが適当である。

愛知県は、中京圏のリーダーとして、長良川河口堰問題においても流域全体、日本・世界を視野に入れて愛知県民の利益を考えて、的確な問題提起とその実現のための行動をされることを望みたい。

3) 愛知県の率先的行動の実施

長良川河口堰のより良い運用に関連して、愛知県が単独で行うことが可能な事項がある。それらは、①水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え、②福原輪中についての塩害防止に関する調査、③水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給のバランス及び渴水リスクの見直し、④工業水道・上水道企業会計適正化、⑤愛知県・名古屋市での節水努力の呼びかけ、⑥愛知県内の農業用水の取水実態及び使用実態の調査等である。これらの率先的検討は、愛知県が提起した課題について真摯に取り組んでいることを示すことになり、関係者の理解を得る上で有効である。

また、知多半島の水道水源の切り替え、水需給の見直しと公営企業会計の適正化は、それ単独でも行政のサービス向上及び行政の適正化の観点からも検討に値する事項である。

・愛知県の率先的行動（再掲：県によるまとめ）

- ① 水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え
- ② 福原輪中についての塩害防止に関する調査
- ③ 水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給のバランス及び渴水リスクの見直し
- ④ 工業水道・上水道企業会計適正化
- ⑤ 愛知県・名古屋市での節水努力の呼びかけ
- ⑥ 愛知県内の農業用水の取水実態及び使用実態の調査

長良川河口堰庁内検討チーム設置要綱

(目的)

第1条 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題等に関し、県関係部局で検討を行うため、長良川河口堰庁内検討チーム（以下、「庁内検討チーム」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 庁内検討チームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

（1）長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題の検討

（2）その他庁内検討チームの運営に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 庁内検討チームは、振興部水資源監及び別表に掲げる関係課の課長をもって構成する。但し、検討を進める上で必要が生じた場合は関係課を追加できるものとする。

(運営)

第4条 庁内検討チームの座長は、振興部水資源監をもって充てる。

2 会議は、座長が召集する。

3 会議の議事に關し、必要な事項は座長が定める。

4 検討事項のうち、「愛知県水資源開発調整会議」の審議事項に該当する事項については、庁内検討チームにおける検討結果を、同会議に諮るものとする。

5 座長が会議に出席できない場合は、座長の指名した者がその会議において座長の代理を務める。

(作業チーム)

第5条 庁内検討チームにおいて審議する事項をあらかじめ検討するため別表に掲げる関係課班長級で組織する作業チームを設置する。

2 作業チームは、検討事項の内容に応じ、別表に掲げる関係課のうちから、その都度、関係者をもって構成するものとし、座長が召集する。

(庶務)

第6条 庁内検討チームの庶務は、振興部土地水資源課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討チームの運営その他必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

(別表)

長良川河口堰庁内検討チームの構成

関 係 課 名	
振興部	土地水資源課
環境部	水地盤環境課
健康福祉部	生活衛生課
産業労働部	産業立地通商課
農林水産部	農業経営課
	水産課
	農地計画課
建設部	河川課
企業庁	水道計画課
	水道事業課